**第二条**　千九百九十三年のトレモリノス議定書及び千九百七十七年のトレモリノス条約の解釈及び適用

千九百九十三年のトレモリノス議定書第二条から第八条まで及び第十一条から第十四条までの規定は、この協定について適用する。これらの各条、千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書の各規則及び千九百七十七年のトレモリノス条約附属書の各規則の規定を適用するに当たり、「この議定書」又は「この条約」というときは、この協定をいうものとする。

**第三条**　署名、批准、受諾、承認及び加入

(1)　この協定は、機関の本部において、二千十三年二月十一日から二千十四年二月十日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。

(2)　全ての国は、この協定に拘束されることについての同意を次のいずれかの方法によって表明することにより、この協定の締約国となることができる。

(a)　批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b)　批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し、又は承認すること。

(c)　(4)に定める手続を条件として署名すること。

(d)　加入すること。

(3)　批准、受諾、承認又は加入は、そのための文書を事務局長に寄託することによって行う。

(4)　この協定の採択の日前に千九百九十三年のトレモリノス議定書の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国であって、(2)(c)の規定に基づいてこの協定に署名したものは、当該国がこの協定の採択の日の後十二箇月が経過する日前にこの(4)に定める簡易な手続を用いない旨を書面により寄託者に通告する場合を除くほか、当該十二箇月が経過する日にこの協定に拘束されることについての同意を表明したものとみなされる。

**第四条**　効力発生

(1)　この協定は、二十二以上の国であってその漁船（公海を運航する長さ二十四メートル以上のもの）の総数が三千六百隻以上となるものがこの協定に拘束されることについての同意を表明した日の後十二箇月で、効力を生ずる。

(2)　この協定の効力発生のための要件が満たされた後この協定の効力発生の日までにこの協定の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、その批准、受諾、承認又は加入は、この協定の効力発生の日又はこれらの文書の寄託の日の後三箇月を経過する日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。

(3)　この協定の効力発生の日の後にこの協定の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、この協定は、これらの文書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

(4)　第二条の規定に従って適用される千九百九十三年のトレモリノス議定書第十一条の規定に基づきこの協定の改正が受諾されたものとみなされる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正されたこの協定に係るものとする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十二年十月十一日にケープタウンで作成した。

附属書　千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書及びその付録の修正

附属書　漁船の構造及び設備に関する規則

千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書の規則の一部の規定は、次の修正に従う。

**第一章**　一般規定

**第一規則**　適用

1

(1)　第一規則を次のように改める。

(1)　この附属書の規定は、別段の明示の定めがない限り、新船について適用する。

(2)　この議定書の適用上、主管庁は、全ての章について、測定の基礎として、長さ（L）に代えて次の総トン数を使用することを決定することができる。

(a)　長さ（L）二十四メートルに相当するものとみなされる総トン数三百トン

(b)　長さ（L）四十五メートルに相当するものとみなされる総トン数九百五十トン

(c)　長さ（L）六十メートルに相当するものとみなされる総トン数二千トン

(d)　長さ（L）七十五メートルに相当するものとみなされる総トン数三千トン

(3)　(2)の規定を用いる締約国は、その決定の理由を機関に通報する。

(4)　締約国が現存船について第七章から第十章までに規定する措置の全てを直ちに実施することができないと判断する場合には、当該締約国は、計画に従って、第九章の規定については十年以内の期間で、並びに第七章、第八章及び第十章の規定については五年以内の期間で、漸進的に実施することができる。

(5)　(4)の規定を用いる締約国は、機関への最初の通報において、次のことを行う。

(a)　漸進的に実施する第七章から第十章までの規定を明示すること。

(b)　(4)の規定に基づいて行う決定の理由を説明すること。

(c)　漸進的な実施のための計画を記載すること。当該計画は、場合に応じ、五年又は十年を超えるものであってはならない。

(d)　この議定書の適用に関するその後の通報において、この議定書の規定を実施するためにとった措置及び設定した期間に基づく進捗状況を記載すること。

(6)　主管庁は、漁船の運航海域及び漁船の種類に鑑みその適用が不合理かつ実行不可能であると認める場合には、当該漁船について、第七規則(1)(d)及び第九規則(1)(d)に定める年次検査を免除することができる。

**第二規則**　定義

2

⑭を削り、⑮から㉒までを一ずつ繰り上げ、次の新たな㉒及び㉓を加える。

㉒　「総トン数」とは、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約附属書Ⅰ又は同条約を改正し、若しくはこれに代わる文書に定めるトン数の測度に関する規則に従って計算される総トン数をいう。

㉓　「検査基準日」とは、関係する証書の有効期間の満了の日に対応する各年の日をいう。

**第三規則**　免除

3

(3)及び(4)を次のように改める。

(3)　主管庁は、自国を旗国とする漁船について、漁船の種類、天候状態及び一般的な航行上の危険がないことに鑑みその適用が不合理かつ実行不可能であると認める場合には、次のことを条件として、この附属書に定める要件を免除することができる。

(a)　当該漁船が、その予定された用途に適しており、かつ、当該漁船及び乗船者の全般的な安全性を確保するものであると主管庁が認める安全要件を満たすこと。

(b)　当該漁船が次のいずれかの条件を満たすこと。

(i)　近隣国間で当該近隣国の管轄の下にある隣接海域において当該近隣国を旗国とする漁船に関して設定された共同漁獲水域においてのみ、当該近隣国が国際法に従って決定する限度内及び条件の下において、運航すること。